

新潟県社会教育団体懇話会会則

第1条 この会は、「新潟県社会教育団体懇話会」(以下、「この会」という。)と称する。

第2条 この会の事務局は、会長所属団体の事務局に置く。

第3条 この会は、県内社会教育関係団体の連絡提携並びに社会教育の推進を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 加盟団体の連絡提携及び団体の行う事業への相互協力
- 二 社会教育に関する調査研究及び情報資料の収集
- 三 関係機関・団体等への要望
- 四 その他、この会の目的達成に必要な事項

第5条 この会は、その目的に賛同する社会教育関係の団体で構成する。

第6条 この会に加盟しようとする団体は、所定の加盟申込書を会長に提出するものとする。

- 2 この会を脱退しようとするときは、30日以前にその理由を付して会長に申し出なければならない。

第7条 この会に、次の会議を置く。

- 一 総会
- 二 幹事会

第8条 総会は、加盟団体の代表をもって構成し、次の事項を決定する。

- 一 会則の改正
- 二 事業及び予算・決算
- 三 分担金の額及び納期
- 四 役員を選出
- 五 加盟及び脱退の承認
- 六 その他、この会の運営に関する重要な事項

- 2 総会は、年1回以上開き、会長が招集し議長となる。

第9条 幹事会は、この会の事業の企画・執行に当たる。

- 2 幹事会は、必要により開き、会長が招集する。

第10条 この会に次の役員を置く。役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 一 会長 1名
- 二 幹事 若干名
- 三 監事 2名

- 2 会長は、会務を総括しこの会を代表する。

- 3 幹事は、会務を分担処理する。

- 4 監事は、会計及び業務を監査する。

第11条 この会に、顧問を置くことができる。

第12条 この会の経費は、分担金のほか助成金その他の収入をもって充てる。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則 この会則は、昭和51年10月28日から施行する。

- 2 平成4年7月17日一部改正

- 3 平成24年7月26日一部改正

〈申し合わせ事項〉

- 1 この会の会長は、構成団体持ち回りとし、原則として2期を目途に交代する。

新潟県社会教育団体懇話会経緯

1 結 成

昭和48年7月 社会教育団体連絡会議を開催
昭和50年10月2日 社会教育団体懇話会を開催
昭和51年10月28日 「新潟県社会教育団体懇話会」を結成

2 構 成

全県を対象にしている社会教育関係の10団体で結成

3 目 的

この会は、県内社会教育関係団体の連絡提携並びに社会教育の推進を図ることを目的とする。

4 事 業

この会は目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 加盟団体の連絡提携及び団体の行う事業への相互協力
- 二 社会教育に関する調査研究及び情報資料の収集
- 三 関係機関・団体等への要望
- 四 その他、この会の目的達成に必要な事項

5 会 議

- (1) 総 会 加入団体の代表者及び事務局長等で構成(年1回以上)
- (2) 幹事会 幹事で構成(年1～2回)

6 活 動

- (1) 昭和51年11月29日 新潟県社会教育会館建設を県知事に陳情
その後、毎年 県知事、県議会議長、県教育委員会へ陳情を続ける。
なお、昭和63年から「生涯教育センター」と名称変更して陳情。
その後、県立生涯学習推進センターが設立され、陳情を中止。
- (2) 加入団体相互の連携・交流・情報交換
・当面する課題や団体の組織・運営・活動などについて
- (3) 共通する当面の課題について意見交換する。
- (4) 県教育委員会との連携を深める。
- (5) 相互に親睦を深める。

7 会 費 年額4,000円(平成11年度改訂)

8 幹事団体 新潟県生涯学習協会、新潟県公民館連合会 新潟県子ども会育成連合会、新潟県小中学校PTA連合会

1 会 長 事務局団体の長 (発足時・小林力三、小林美代子、薄田泰元、佐藤実、須田貴子)